

茅ヶ崎市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年11月29日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 1 監査等の種類  
財務監査（定期監査）
- 2 監査等の対象  
教育総務部
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の日程  
令和6年11月27日（水）
- 6 監査等の結果  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。
  - (1) 教育総務課  
〈学校司書会計年度任用職員〉  
学校司書会計年度任用職員について、茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び勤務条件確認書と異なる運用をしていました。また、その結果、費用弁償について過払いがありました。  
この事項については、適切な措置を講じてください。
  - (2) 教育施設課  
〈茅ヶ崎市立小中学校簡易専用水道施設清掃業務委託 外2件〉
    - 1 茅ヶ崎市立小中学校簡易専用水道施設清掃業務委託
    - 2 茅ヶ崎市立緑が浜小学校 GHP 空調設備機器保守点検委託
    - 3 浜之郷小学校外1校ガス暖房機保守点検業務委託

以上3件について、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

(3) 学務課

〈施設修繕〉

松浪小学校給食場給湯器交換修繕において、茅ヶ崎市財務規則（昭和47年3月31日規則第14号）別表第3（第30条関係）では、修繕料を支出負担行為として整理する時期について「契約締結のとき又は請求のあったとき。」と規定されていますが、契約締結日より前に支出負担行為書が作成されていました。

(4) 学校教育指導課

〈会計年度任用職員の報酬及び費用弁償〉

会計年度任用職員の報酬及び費用弁償について、計算誤りによる過少払いが1件ありました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

(5) 教育センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。